「介護サービス情報の公表」制度について

<u>介護サービスを提供する事業者は、その提供する介護サービス情報を都道府県に報告</u> する義務があります(介護保険法第 115 条の 35)。

報告はほぼ全ての介護サービス(介護予防含む)が対象(※)です

※介護保険法施行規則第140条の43に定めるサービス及び介護療養型医療施設が対象 (居宅療養管理指導・介護予防支援は対象外)

報告内容は、次の2種類です。

「基本情報」⇒ 事業所名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報です。

「運営情報」⇒ 利用者本位のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の状況など、 介護サービス事業所のサービス内容、運営内容等に関する情報です。

新規開設した初年度 ⇒ 「基本情報」のみを報告します。

新規指定の翌年度以降に前年度の介護報酬支払額の総額が初めて 100 万円を超えた場合 ⇒「基本情報」に加えて「運営情報」を報告します。

公表済み情報の更新について

今までは(~令和5年度)

公表済情報の訂正漏れを防ぐため、千葉県を5圏域に分け、毎年1圏域ごとに更新の 依頼通知を送付していました。

<u>※毎年情報を更新している事業者は問題ありませんが、通知が届いてから更新している事業</u> 者は、公表情報が古い情報のままでした。

これから(令和6年度~)



公表済情報の正確性を期するため、毎年情報を更新してください。

<u>※公表されている情報に修正がない場合も、システムにログインし、提出ボタンの押下まで</u> は必要です。



<今年度の対応>

国は、「介護サービス情報公表制度システム」の改修を令和6年秋ごろ予定しています。改修 完了後に「千葉県介護サービス情報公表センター」から情報更新依頼を通知しますので、通知 到着後に作業をお願いします。

■システムURL:https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/

(厚生労働省)介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」)

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/12/

(厚生労働省「介護サービス情報報告システム(事業所向け)」)

※千葉県の介護事業所検索画面右下「事業所の方はこちら」からログインできます。

※ 令和6年度千葉県介護サービス情報公表計画

介護保険法施行令第37条の2の3第1項外の規定により都道府県が定める介護サービス情報公表 事務に関する計画。計画全文は千葉県ホームページに掲載しています。

■千葉県ホームページアドレス

https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/johokohyo/documents/kaigo.pdf